

本資料の公式バージョンはオリジナル言語版（英語版）です。翻訳言語版（日本語版）は、読者の便宜を図る目的で提供されたものです。翻訳言語版を資料としてご利用となる際は、オリジナル言語版と照らし合わせていただくようお願いいたします。

## 連邦法「No Surprises Act」

2020年12月に施行された連邦政府による「No Surprises Act（以下、NSAと記載）」は、緊急時における医療サービスの利用やその他、利用者が多額で想定外の医療費を請求（Surprise medical bill）される可能性がある状況において、保険加入者とそのご家族を保護するための内容を多数含んでおります。これらの連邦法による保護は、一般的に、2022年1月1日以降開始となる医療保険プランに適用となります。これらの新しい消費者保護に関する措置の主なポイントと Surprise medical bill に対するお客様の権利と保護について、以下の通り、ご案内いたします。さらに詳しい情報は、CMS のウェブサイト <https://www.cms.gov/nosurprises> をご覧ください。

### 1. NSA は米国日本生命のどの保険プランに適用されますか？

米国日本生命がご提供する団体医療保険のご加入者様が、NSA が定める保護の対象となります。

### 2. NSA は、私が加入している米国日本生命の団体医療保険にいつから適用されますか？

以下のいずれかに該当する場合、ご加入されている弊社の団体医療保険プランに、NSA が適用されます。

- 2022年に開始となる新しい保険プラン - 2022年の契約日より適用されます。
- 2022年に更新される保険プラン - 2022年の更新日より適用されます。

### 3. NSA は Grandfathered plan にも適用されますか？

はい。適用されます。

### 4. NSA で保護される主な内容について教えてください。

NSAに基づき、ご加入者様とご家族は、ネットワーク外のERや航空救急サービスの利用、および、特定の状況下において、ネットワーク内の医療施設でネットワーク外の医療サービス提供者から受けた緊急ではない医療サービスに対する Surprise medical bill から保護されます。

### 5. Surprise medical bill とは何ですか？

Surprise medical bill とは、想定外の差額請求を指します。これは、緊急時や、ネットワーク内の施設で予約したにも関わらずネットワーク外の医師・医療機関から医療サービスを受けるなど、医療サービスの提供者を利用者がコントロールできない際に発生します。

## 6. 差額請求 (Balance bill) とは何ですか？

医師・医療機関を利用する場合、copayment や coinsurance、そして、deductible など、一定の自己負担額が発生する場合があります。しかし、ネットワーク外の医師・医療機関を利用する場合、米国日本生命から支払われる保険給付金と医療サービスに対する請求額との差額を、ネットワーク外の医師・医療機関は、利用者に対し請求することができます。これを差額請求と呼びます。ネットワーク外の医師・医療機関を利用した場合、一般的に、同じ医療サービスをネットワーク内の医師・医療機関で受けた場合の請求額より割高となります。

## 7. 緊急時に医療サービスを利用する場合、NSA によってどのような保護を受けることができますか？

医療上緊急を要する状況下において、ネットワーク外の医師・医療機関で緊急医療サービスを利用する場合、通常、米国日本生命の医療保険プランの給付内容に基づき、ネットワーク内の医師・医療機関を利用する場合と同じ給付内容で自己負担額 (copayment や coinsurance など) が計算され、請求されます。これらの緊急医療サービスについては、利用者に対して、差額が請求されることはありません。体調が安定した後には受ける医療サービスについても、お客様が差額請求から守られる権利を放棄することを書面で同意しない限り、保護の対象となります。

## 8. ネットワーク内の病院や緊急手術センターの利用について、NSA でどのように保護されますか？

ネットワーク内の病院や緊急手術センターを利用する場合、一部の医療サービス提供者がネットワーク外であるケースがあります。このようなケースにおいても、通常、米国日本生命の医療保険プランの給付内容に基づき、ネットワーク内の医師・医療機関を利用する場合と同じ給付内容で自己負担額が計算され、請求されます。これには、救急医療、麻酔、病理、放射線、検査、新生児医療、外科助手、ホスピタリスト、集中治療サービス、などが含まれます。これらの医療サービスの提供者は、差額請求をすることはできませんし、お客様が差額請求から守られる権利を放棄するように要求することもできません。

ネットワーク内の施設でその他の医療サービスを利用する場合も、ネットワーク外の医療サービス提供者は、お客様が差額請求から守られる権利を放棄することを書面で同意しない限り、差額請求をすることができません。

## 9. 州法による保護はありますか？

州法で差額請求に関する保護が定められている場合、州法による保護も適用される場合があります。詳細は米国日本生命の保険約款でご確認いただくか、米国日本生命カスタマーサービス (日本語：800-971-0638) にお問い合わせください。

## 10. 上記のような医療サービスの差額請求があった場合、どうすればよいですか？

誤って請求されたと思われる場合は、速やかに米国日本生命カスタマーサービス（日本語：800-971-0638）までご連絡ください。また、連邦法に基づくお客様の権利について、さらに詳しい情報は、<http://www.cms.gov/nosurprises> をご覧ください。

## 11. 新しい医療保険の ID カードが届くのでしょうか？

はい。適用される deductible や out-of-pocket maximum（自己負担上限額）が記載された新しい医療保険の ID カードが発行されます。

## 12. NSA に関する情報が追加で届くのでしょうか？

はい。弊社は、今後も必要に応じて、ご加入者様向け情報を更新していきます。また、NSA による保護が適用される医療サービスが提供された場合、消費者向け情報資料を EOB と一緒にご加入者様宛にお送りします。この消費者向け情報資料は、弊社のウェブサイト（<https://www.nipponlifebenefits.com/nosurprises-act-faq/>）でもご覧いただけます。また、NSA の規定を反映させるため、すべての団体医療保険プランの文書を修正する予定です。

当資料は保険給付および加入資格を保障するものではありません。保険約款に記載されているすべての条件・条項・制限・免責条項が適用されます。また、当資料は、一般的な情報を提供することを目的としており、法律上、会計・税務上、従業員向け福利厚生上、医療上等のいかなる専門的なアドバイスの提供を目的としたものではありません。